

評 定 項 目 別 運 用 表

別表第1(第3条関係)

評定項目	評定細目	優 良	概 ね 適 正	不 備 (改善指示書が必要)	減 点 評 価
施工体制	施工体制全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制又は施工管理体制が万全であり、適材適所に人員が配置され、責任と権限が明確化されるなど、体制の確立に優れていた。</li> <li>・現場と本社、支店、協力会社等の協力体制が十分整備され、組織的に取り組んだ。</li> <li>・間違いや手直し等がなく、目的に合わせた簡潔・明瞭(過度な書類はない等)な書類整理や説明が必要な時期になされていた。</li> </ul>	他の事項に該当しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制台帳又は施工体系図に不備があった若しくは現場の施工体制との不一致があった。</li> <li>・施工体制又は施工管理体制が不十分であった。</li> <li>・現場と本社、協力会社等の協力体制に問題があった。</li> <li>・書類の提出がしばしば遅れ、間違いや手直しがあつた。</li> <li>・説明が不十分であった。</li> </ul>	当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。
	配置技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場全体の状況を把握し、現場運営・安全管理が万全であった。</li> <li>・現場全体の状況を把握し、目的に合わせた説明が十分なされた。</li> <li>・施工又は管理に関して技術的判断が優れていた。</li> <li>・監督員への報告や連絡を積極的に行い、問題に的確に対応した。</li> <li>・現場運営に関し、創意工夫の提案を行う等の積極性がみられた。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人等、配置技術者の職務の執行について、不適当な部分が見られた。</li> <li>・監督員への報告や連絡義務に怠りがあった。</li> <li>・説明が不十分であった。</li> </ul>	
	対外調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事内容を十分に理解し、対外調整に関し、自ら積極的かつ的確に対応し良好な解決に役立った。</li> <li>・周辺環境を考慮した十分な対策を行い、問題発生を未然に防ぐよう努め、終始円滑な工事進捗を図った。</li> <li>・自ら積極的に関連工事調整に協力し、関連工事の円滑な施工に寄与した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との調整について不手際があつた。</li> <li>・周辺環境対策への努力(配慮)を怠り、第三者からの苦情があつた。</li> <li>・苦情処理の対応や報告等が不十分であった。(例)報告が遅い。</li> <li>・関連工事の調整に非協力的であった。</li> </ul>	
現場管理	安全衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全教育が、末端まで周知徹底されていた。</li> <li>・仮設、機械及び危険物の安全点検、周辺構造物への配慮等、事故の未然防止に対する取組みが非常に優れており、かつ十分に機能していた。</li> <li>・安全施設の設置、点検等が優れており、要員の配置も十分に行われていた。</li> </ul>	他の事項に該当しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に関する現場管理又は防災体制が不適切であった。</li> <li>・安全施設の設置・点検及び要員の配置が不十分であった。</li> </ul>	当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。
	工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事全般にわたり綿密に工程計画が立てられ、各工種と全体との整合が優れていた。</li> <li>・関連する工事との工程調整、条件変更又は地元調整等により、遅れを発生させることなく、工事を完成させた。</li> <li>・各種制約に係る工程の短縮及び地元調整の履行等、円滑な工事進捗に努めた。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事全般にわたり工程計画が不十分のため、各工種と全体との整合がとれず、工程計画の見直しが必要であった。</li> <li>・状況変化への対応が不十分であり、工程に影響が出た。</li> <li>・関連工事との調整が遅れがちで、工事の進捗に支障をきたした。</li> <li>・自主的な工程管理がなされず、工事の進捗に支障をきたした。</li> </ul>	
施工管理	施工管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画は、契約図書の内容が十分に把握され、簡潔・明瞭に書類整理がなされ内容が非常に優れており、工事をスムーズに進捗させた。</li> <li>・施工計画、施工図等は、適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫がみられ、工程進捗、品質確保及び安全対策への反映が顕著であった。</li> </ul>	他の事項に該当しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画、施工図等の内容に不備があつた。</li> <li>・工事の施工に当たり、設計図書等の把握が不十分であったため、工事現場の施工条件に不適切な施工を行った。</li> </ul>	当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。
	品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質及び形状のばらつきが極めて少なかった。</li> <li>・設計図書に基づいた施工・品質管理が行われ、手直しがなかった。</li> <li>・工事記録写真は、内容、表現、整理が簡潔・明瞭であった。</li> <li>・品質確保のための管理記録等の内容、表現、整理が、簡潔・明瞭であった。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質及び形状にばらつきがある等、手直しが多かった。</li> <li>・工事材料の検査義務、工事記録の整備等に怠りがあつた。</li> <li>・見本又は工事記録写真等の記録に不備があつた。</li> </ul>	
	出来ばえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上がり非常にきれいで、機能性に優れており、手直しがなかった。</li> <li>・目的に合わせた簡潔・明瞭(過度な書類はない等)な書類整理や説明がなされていた。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上がり状況に見劣りする部分があつた。</li> <li>・出来形寸法及び外觀に不十分な部分があり、手直しもあつた。</li> <li>・出来形管理図又は出来形管理表等の書類に不備があり、説明が不十分であった。</li> </ul>	